

現場代理人の設置について

1 現場代理人の設置について

(1) 現場代理人とは

愛媛県が発注する工事においては、工事請負契約約款第 10 条の規定により、受注者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締り等の工事の施工に関する一切の事項を処理する現場代理人を設置することが義務付けられています。

(2) 工事現場への常駐とは

現場代理人となる者が、当該工事のみに専任し、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを指します。

なお、特別の理由の要件等の詳細については、愛媛県のホームページ (URL : <https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/kitei/>) に掲載しております。現場代理人の常駐に係る取扱いについてをご参照ください。

(3) 現場代理人の要件

現場代理人になるための要件として、資格や従事経験等は必要ありませんが、工事における責任を明確化するため、現場代理人となる者と受注者との直接的な雇用関係が必要となります。

適正な現場代理人を設置できない場合には、契約を締結できませんので、ご注意ください。

注意事項

- ① 入札する前においては、契約後に設置する現場代理人が、開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることが必要となりますので、設置を予定している現場代理人の雇用状況については、十分に確認したうえで入札してください。
- ② 落札後は、当該工事に設置する現場代理人を速やかに発注者に通知してください。その際に、当該現場代理人が開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることを確認しますので、通知の際は所定の様式に雇用関係を証明できる資料を添えて提出してください。

(4) 現場代理人の変更

現場代理人を変更する場合は、新しく設置する現場代理人に、当該変更日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることが必要です。

現場代理人変更に係る発注者への通知の際に当該事項について確認を行いますので、所定の様式に雇用関係を証明できる資料を添えて監督員まで提出してください。

2 副現場代理人の設置及び現場代理人の職務の代行について

(1) 副現場代理人の設置について

副現場代理人は、工事請負契約約款第 10 条の規定により設置する者であり、現場代理人が以下の事由により現場代理人の職務の執行を一時的に行うことができない場合、その期間内に限り現場代理人の職務を代行することができます。

なお、副現場代理人はあらかじめ設置する必要がありますが、設置は必須ではありません。

副現場代理人による現場代理人の代行が認められる事由

- ①現場代理人が休暇を取得する場合
 - ②現場代理人が技術研鑽のため講習等へ出席する場合
- ※いずれも 1～2 週間程度を上限とする。

(2) 副現場代理人の要件

副現場代理人の設置にあたっては、現場代理人と同様、現場代理人となる者と受注者との直接的な雇用関係が必要となります。なお、雇用関係の確認等は現場代理人と同様の取扱いとなります。

また、副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合、代行する期間内は現場代理人と同様に工事現場への「常駐」が義務づけられます。

(3) 副現場代理人が現場代理人の業務を代行する際の取扱い

副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合は、工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定により、受注者が監督員に通知する必要があります。

注意事項

通知のあった現場代理人を代行する期間及び事由が、工事請負契約書第 10 条第 3 項の規定を鑑みて著しく不相当であると認められる場合は、代行ではなく現場代理人の交代を求めることがあります。

(4) 副現場代理人としての従事経験の取扱い

副現場代理人としての従事経験は、現場代理人の職務の代行の有無に関わらず、入札参加資格及び総合評価における従事経験としては認められません。

3 現場代理人の常駐義務緩和措置について

(1) 常駐義務緩和措置の要件

現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所の専任技術者を兼任することはできません。

しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。

（ただし、①～③の同時適用はできません。）

詳細は、愛媛県のホームページ（URL：<https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/ki-tei/>）に掲載しております。現場代理人の常駐義務緩和措置について（詳細）をご参照ください。

現場代理人の常駐義務緩和要件①

- 全ての工事が請負代金額 4,000 万円（建築は 8,000 万円）未満であり、次の要件を満たす場合は、3 件（県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件）まで兼任を認める。
 - ア 各現場間の移動時間が 30 分以内又は全ての現場が同一建設部・土木事務所管内
 - イ 発注者（監督員）が求めた場合は、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応が可能

現場代理人の常駐義務緩和要件②

- いずれか又は両方の工事が請負代金額 4,000 万円（建築は 8,000 万円）以上であり、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が 10km 以内）を満たす場合は、2 件まで兼任を認める。

現場代理人の常駐義務緩和要件③

- 工場製作期間を含む複数の工事であって、全てが同一工場で工場製作のみを行う期間中

(2) 常駐義務緩和時の技術者との兼任について

現場代理人の常駐義務緩和措置により兼任が認められる工事においては、兼任の申出があったときは、現場代理人が対象工事における技術者を兼任することを認めます。

なお、前項①の要件により現場代理人の兼任が認められる場合に限り、現場代理人が、現場代理人として配置されていない前項①の要件を満たす工事の主任技術者を兼任することも認めます。

詳細は、愛媛県のホームページ（URL：<https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/ki-tei/>）に掲載しております。現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについてをご参照ください。

(3) 工事現場滞在に係る補足事項

- ① 年間維持工事及び冬期路面对策工事は、指定した期間・現場作業期間を除き工事現場への滞在を不要とします。
- ② 次のいずれかに該当する期間中は、工事現場への滞在を不要とします。

- ア 現場作業に着手するまでの期間
- イ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ その他、工事現場において作業等が行われていない期間

(4) 副現場代理人が現場代理人の職務を代行する際の取扱い

副現場代理人は、現場代理人の休暇又は研修等への出席により不在になることに備え、現場代理人の職務を代行する場合の候補としてあらかじめ設置する者であることから、副現場代理人が他工事の現場代理人や技術者を務めること等の制限はありません。

ただし、副現場代理人が現場代理人の職務を代行する期間内は、現場代理人と同様に工事現場への「常駐」が義務付けられますので、副現場代理人が他工事の現場代理人又は技術者を務めている場合は、現場代理人の職務を代行する期間内において、現場代理人の常駐義務緩和措置の要件を満たしている必要があります。

現場代理人の常駐義務緩和措置について（詳細）

（令和5年1月1日改正）

1 現場代理人の常駐義務について

工事請負契約約款第10条の規定により配置される現場代理人に対しては、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中（工期内に目的物の引渡しが無事完了した場合はそれまでの間）において工事現場への常駐を義務づけています。ここで言う「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、以下に示す要件を満たす場合は、約款第10条で規定する「現場代理人について工事現場における常駐を要しない」とし、工事現場の滞在を不要とし、又は「現場代理人について当該工事以外の他工事と兼任する」ことを認めることとしています。

2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について

(1) 現場代理人について他工事との兼任を認める場合

当分の間、受注者から兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下のア～ウのいずれかの要件に該当する工事であり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。ただし、県以外の工事と兼任する場合は、県以外の工事の発注者も現場代理人の兼任を認めている必要があります。

なお、下記に掲げる要件は、同時に適用することはできません。

ア 全ての工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。

※変更契約を行い、請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で30分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

(イ) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

(アの参考図(工事A~Dが全て県工事の場合))

| A事務所管内 | B事務所管内 | 現場代理人 兼任の可否 |
|--|--------|--------------------------------|
| | 事務所境界 | ○ |
| | | ○ |
| | | ○ |
| | | × [現場間距離の条件を満たさない] |
| | | ○ |
| | | ○ |
| | | × [現場間距離の条件を満たさない 工事がある] |
| | | ○ |
| <p data-bbox="667 1872 799 1962">○それぞれの現場間距離は30分以内</p> | | × [アの要件で県工事が兼任できるのは3件まで] |

イ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。

（イの参考図）

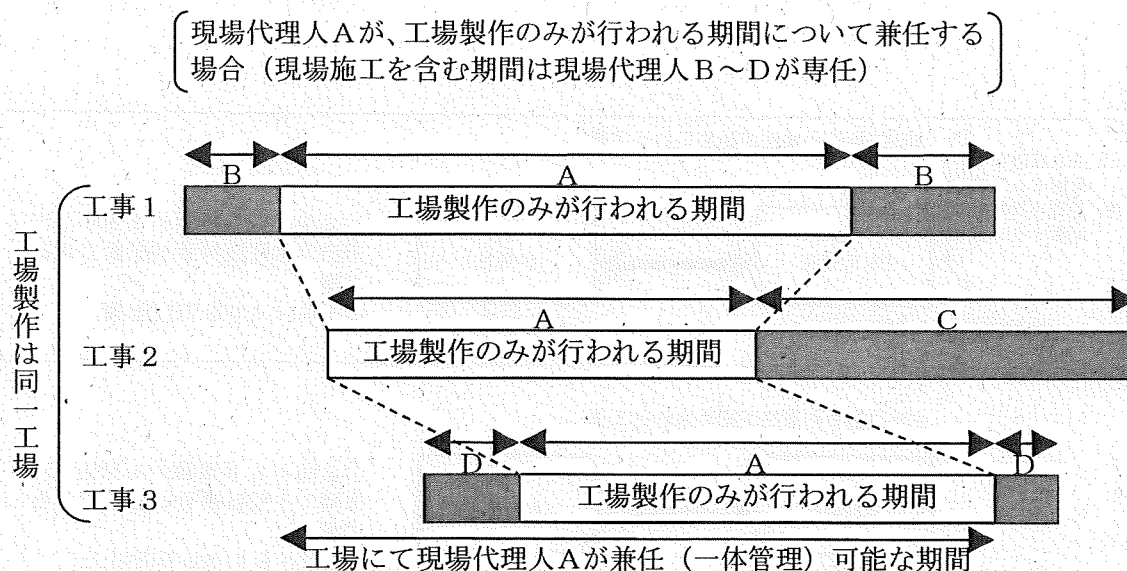
| | | 現場代理人 兼任の可否 |
|--|--|-----------------------|
| <p>主:主任技術者を配置する工事 監:監理技術者を配置する工事</p> <p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>設計金額 5,000万円 3,000万円</p> <p>○2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 ○1件は4,000万円未満</p> | | ○ |
| <p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>5,000万円 4,000万円</p> <p>○2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 ○2件とも4,000万円以上</p> | | ○ |
| <p>12,000万円 2,000万円</p> <p>○一方の下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事</p> | | ✕ 専任の監理技術者には適用しない |
| <p>主任技術者の兼任が認められる工事</p> <p>5,000万円 6,000万円 4,000万円</p> <p>主任技術者の兼任4,000万円が認められる工事</p> <p>○3件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 ○2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能</p> | | ✕ この要件で兼任できるのは2件まで |
| <p>移動距離30分以内</p> <p>2,000万円 3,000万円 4,000万円</p> <p>この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能</p> <p>この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能</p> | | ✕ アとイの要件は重複適用不可 |

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む複数の工事が、全て同一工場で工場製作のみが行われている期間

この場合においては、兼任の申出の際に、それぞれの工事が工場製作から現場施工に移行する段階で、専任の現場代理人が配置できることを併せて申請する必要があります。

また、技術者についても兼任を希望する場合は、そのことも併せて申請してください。

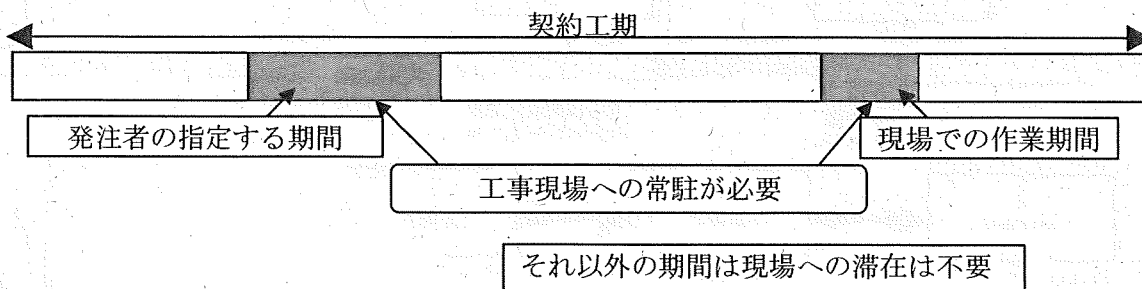
(ウの参考図)



(2) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、発注者が指示する期間及び現場での作業期間以外は工事現場への滞在は不要とする場合

年間維持工事及び冬期路面对策工事（県が管理する道路の安全性を確保すること又は機能若しくは性能を維持することを目的として行う除雪、凍結防止剤散布等の工事をいう。）

(参考図)

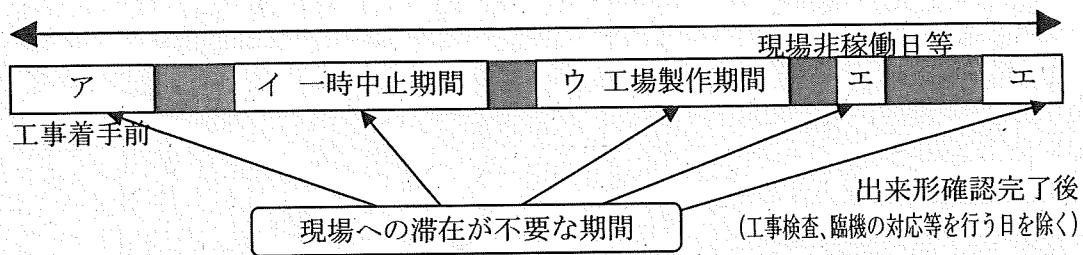


(3) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、当該工事現場への滞在は不要とする場合

工事契約工期において次のいずれかに該当する期間中

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(参考図)



3 現場代理人の兼任の申出方法について

2(1)のいずれかの要件に該当する工事で、現場代理人の兼任を希望する場合は、工事の契約を締結する際に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」（様式第6号）の「他の公共工事の受注状況」欄に、本工事の配置予定現場代理人が現在従事している工事を記載してください。当該記載により兼任の申出があったものとし、発注者は工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで当該通知を受理します。

また、兼任が認められたときは、被兼任工事が県工事の場合は当該通知の写しを被兼任工事の監督員に提出し、被兼任工事が県工事以外の場合は被兼任工事の監督員の指示に従い、現場代理人を兼任することとなった旨を報告してください。

なお、工期途中で現場代理人の兼任の内容に変更があった場合についても、同様の手続きが必要です。新たに県以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：県以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を県工事の監督員に提出してください。

4 兼任を認められた現場代理人について

兼任を認められた現場代理人は、兼任を認められる関係にある工事について、現場代理人を兼任するほか、専任を求められない技術者を兼任することも可能です。

1. Introduction
2. Methodology
3. Results
4. Discussion
5. Conclusion

The study was conducted in a laboratory setting. The participants were recruited from a local university. The data was collected over a period of six weeks.

The results of the study show a significant increase in the number of participants who completed the task. This suggests that the intervention was effective.

The discussion highlights the importance of the study and the need for further research. The conclusion states that the intervention was successful in achieving the study's objectives.

The study was limited by the small sample size and the laboratory setting. Future research should aim to address these limitations.

The authors would like to thank the funding agency for their support. The data was analyzed using SPSS software.

The study was approved by the ethics committee. The participants provided informed consent. The results are presented in the following table.

The table shows the number of participants who completed the task at each time point. The data indicates a steady increase in completion rates over time.

現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているところですが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼任できることとしております。

なお、兼任にあたっては、兼任を予定するすべての工事の発注者から承認を得る必要がありますので、ご注意ください。

1 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められます。ただし、その場合であっても、要件①を超える条件での兼任は認められませんので、ご留意願います。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①>

全ての工事が請負代金額4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満であり、次の要件を満たす場合は、3件(県工事以外の工事と兼任する場合は2件)まで兼任を認める。

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で30分以内に移動できる距離(一つの工事に現場が複数ある場合も同様)にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

(イ) 発注者(監督員)と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者(監督員)が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

【兼任が認められる組み合わせ (例)】

(1) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任

| | | |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|
| | 請負代金額 3,000 万円の 工事 (X) (以下、同じ。) | 請負代金額 2,000 万円の 工事 (Y) (以下、同じ。) |
| 主任技術者 | B | |
| 現場代理人 | A | |

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事 (X) | 工事 (Y) |
| 主任技術者 | A | |
| 現場代理人 | A | |

(3) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事 (X) | 工事 (Y) |
| 主任技術者 | A | |
| 現場代理人 | | B |

(4) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事 (X) | 工事 (Y) |
| 主任技術者 | A | C |
| 現場代理人 | B | A |

(5) 2 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

| | | | |
|-------|--------|--------|----------------------|
| | 工事 (X) | 工事 (Y) | 請負代金額 2,500 万円の工事 |
| 主任技術者 | A | | C |
| 現場代理人 | B | | A |

※いずれも請負代金額以外の要件を満たす工事とする。

※ 2 件を超える工事を兼任する場合の考え方も同様。

2 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の場合は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件(下記要件②)を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。

ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②>

- (ア) 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して2件までであること
- (イ) 兼任する工事の現場間が10km以内であること

【兼任が認められるケース(例)】

(1) 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼任

| | | |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 請負代金額3,000万円の 工事(X') (以下、同じ。) | 請負代金額4,000万円の 工事(Y') (以下、同じ。) |
| 主任技術者 | B | |
| 現場代理人 | A | |

(2) 2件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事(X') | 工事(Y') |
| 主任技術者 | A | |
| 現場代理人 | A | |

※いずれも設計金額以外の要件を満たす工事とする。

【兼任が認められないケース(例)】

(1) 2件の工事の主任技術者と、うち1件の工事の現場代理人を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事(X') | 工事(Y') |
| 主任技術者 | A | |
| 現場代理人 | | B |

(2) 1件の工事の主任技術者と、別の1件の工事の現場代理人を兼任

| | | |
|-------|--------|--------|
| | 工事(X') | 工事(Y') |
| 主任技術者 | A | C |
| 現場代理人 | B | A |